

4 2020
No. 262

令和2年度 保健事業特集



みなさまへの健康づくりサポートを 重要な柱として、 健保組合運営を行ってまいります

健保組合における情勢は、高齢者医療制度への過重な納付金負担に加え、現在の日本では、米中貿易摩擦、新型コロナウイルス感染症などによる経済の停滞が懸念されており、景気動向の影響を受けやすい健保組合の財政は、ますます先行き不透明な状況に置かれています。

当健保組合においても例外ではなく、厳しい運営を強いられることが予想され、赤字予算編成となりました。

納付金は保険料の 4割となる重い負担に

当健保組合の令和2年度の予算総額は、前年度より8億円増加の423億円を計上しました。しかし、実質的な収支をみる経常収支では、経常収入390億円、経常支出413億円となり、23億円の赤字を見込むことになりました。

収入では、みなさまと事業主から納めていただく保険料を前年度比8億円増加の389億円としています。今年度の健康保険料率についてはみなさまの負担を抑えるため、前年度と同じ千分の102としていますが、保険料だけでは支出を十分にまかなえないことから、準備金

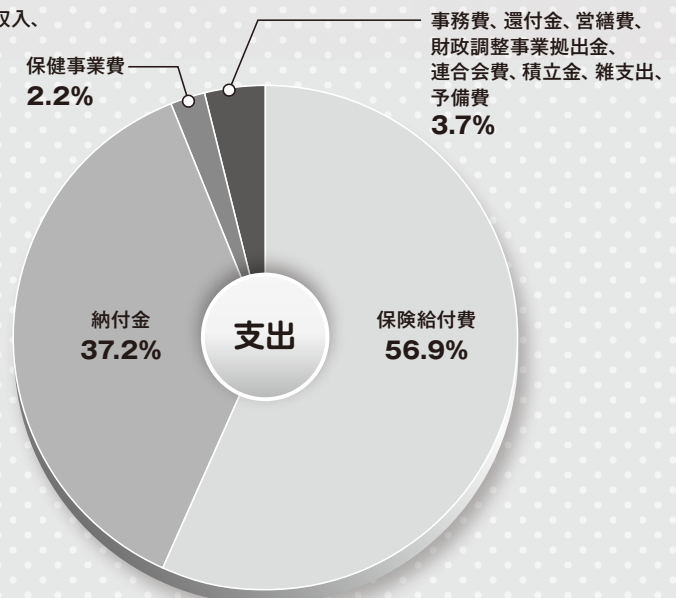
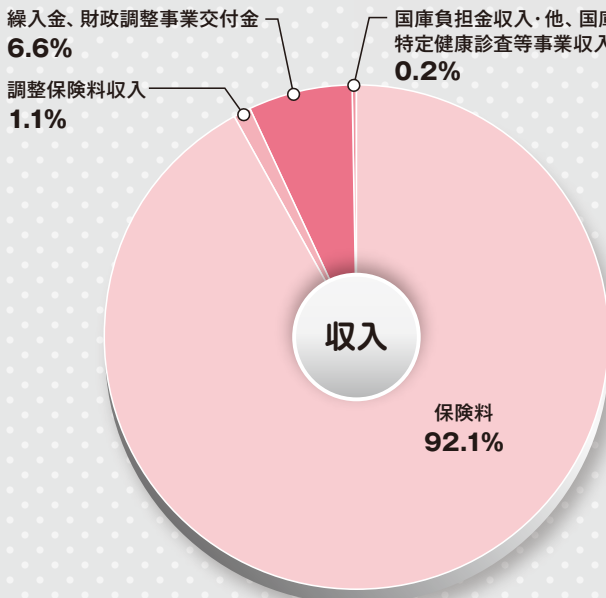
からの繰り入れ22億円などで不足分に対応します。

支出においては、みなさまの医療費や各種給付金として使われる保険給付費について、同比12億円増加の240億円を見込んでいます。

高齢者医療制度への納付金は157億円となり、前年度より2億円減少しているものの、保険料に占める割合でみると4割となり、依然として重すぎる負担となっています。

このほか、みなさまの健康づくりのための保健事業費は、前年度とほぼ同額の9億円を見込んでおり、令和2年度も各種健診の費用補助のほか、新たな保養・体力づくり事業などを実施していく予定です（詳細は4～11ページをご覧ください）。

割合で見る 令和2年度予算 一般勘定



令和2年度 収入支出予算概要表

(四捨五入のため一部合計の合わない箇所があります)

一般勘定

収入 (健康保険料率 102%)

科 目	予算額 (千円)	1人当たり額 (円)
保険料	38,924,200	322,354
国庫負担金収入・他	24,248	201
調整保険料収入	451,826	3,742
繰入金	2,223,977	18,418
国庫補助金収入	8,055	67
特定健康診査等事業収入	310	3
財政調整事業交付金	580,001	4,803
雑収入	58,171	482
合 計	42,270,788	350,069
経常収入合計	39,016,692	323,120

支出

科 目	予算額 (千円)	1人当たり額 (円)
事務費	546,434	4,525
保険給付費	24,033,477	199,035
法定給付費	23,911,036	198,021
付加給付費	122,441	1,014
納付金	15,733,579	130,299
前期高齢者納付金	7,143,670	59,161
後期高齢者支援金	8,589,572	71,135
病床転換支援金	55	—
退職者給付拠出金	282	2
保健事業費	918,921	7,610
還付金	600	5
営繕費	15,000	124
財政調整事業拠出金	451,826	3,742
連合会費	28,949	240
積立金	40,000	331
雑支出	2,002	17
予備費	500,000	4,141
合 計	42,270,788	350,069
経常支出合計	41,303,951	342,062

介護勘定

収入 (介護保険料率 19%)

科 目	予算額 (千円)	1人当たり額 (円) *
介護保険収入	4,280,973	61,332
国庫補助金受入	1	—
雑収入	1	—
合 計	4,280,975	61,332

支出

科 目	予算額 (千円)	1人当たり額 (円) *
介護納付金	4,159,889	59,597
介護保険料還付金	1	—
雑支出	1	—
予備費	121,084	1,735
合 計	4,280,975	61,332

* 介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額

令和2年度

予算のポイント

1

支出増加で厳しい財政運営

予算総額は前年度を上回る規模となったものの、支出項目であるみなさまの医療費（保険給付費）の伸びや、高齢者の医療費（納付金）の過重な負担も予想され、赤字を見込むことに。

2

赤字見込みの最大要因は納付金

高齢者医療費の増加や高齢者医療制度のしくみによって、健保組合は重過ぎる納付金負担を強いられています。その大きさは、保険料の4割以上を占めるほど。全国の健保組合も、納付金によって厳しい財政状況に追い込まれています。

3

健康にお過ごしいただくようご協力を

収入の不足については、健保組合の貯金である準備金から繰り入れて対応しますが、みなさまが健康にお過ごしいただくことも、健保組合運営にとって重要なことの一つ。みなさまの医療費節減へのご協力をお願いします。

以上のことから、当健保組合を取り巻く情勢は依然として厳しいものの、財政健全化に向け積極的に取り組んでいくとともに、みなさまへの健康づくり支援は引き続き行なってまいります。みなさまも日ごろから健康づくりを心がけ、医療費節減にご協力くださいますよう、お願いいたします。

なお、介護保険については、当健保組合が国に納める介護納付金の額をもとに、介護保険料率を決定しております。令和2年度は納付金額の計算方法が全面総報酬割となったことから、前年度より千分の1引き下げ、千分の19となりました。収支については表のとおりです。

主な健康づくり & 疾病予防事業

健やかな毎日のために 当健保組合が みなさまを サポート!

みなさまにいつまでも元気にお過ごしいただくために、
当健保組合は各種健診や体力づくり、保養、健康情報の提供など、
さまざまな健康づくりのサポートを行います。
どうぞご利用ください。



健診で 基本の健康づくり

40歳以上75歳未満の方

特定健診

被保険者

● 実施方法…事業主が実施する定期健康診断とともに、特定健診「質問票」(当健保組合が依頼を受けた事業所に配布)を回答された方、もしくは、当健保組合と契約する人間ドックのいずれかを受診した方は、特定健診を受診したことになります。

被扶養者および任意継続被保険者

● 実施方法…当健保組合より特定健診の『受診券』を対象者宅へ送付。全国の実施機関で受診。詳細は7ページをご参照ください。

● 料金…無料。(当健保組合が全額負担)

特定保健指導

被保険者、被扶養者および任意継続被保険者

● 実施方法…特定健診データをもとに

特定保健指導対象者を抽出し、対象者宅へ『特定保健指導利用券』を送付。実施機関で特定保健指導を受けます。

● 料金…無料。(当健保組合が全額負担)

40歳以上で3歳おきの年齢の方

対象となるのは次表の方です。

対象は被保険者および任意継続被保険者の方です。

人間ドック・脳ドック(オプション) 対象年齢表

対象年齢	対象生年月日
40歳	昭和55年1月1日～昭和56年3月31日
43歳	昭和52年1月1日～昭和53年3月31日
46歳	昭和49年1月1日～昭和50年3月31日
49歳	昭和46年1月1日～昭和47年3月31日
52歳	昭和43年1月1日～昭和44年3月31日
55歳	昭和40年1月1日～昭和41年3月31日
58歳	昭和37年1月1日～昭和38年3月31日
61歳	昭和34年1月1日～昭和35年3月31日
64歳	昭和31年1月1日～昭和32年3月31日
67歳	昭和28年1月1日～昭和29年3月31日
70歳	昭和25年1月1日～昭和26年3月31日
73歳	昭和22年1月1日～昭和23年3月31日

医療機関等施設内で実施する人間ドック

● 申込方法…『令和2年度契約医療機関リスト』(当健保組合ホームページ参照)で受診予約のうえ、『受診申込書』を事業所経由で当健保組合へ提出し、『承認書』の交付を受けて受診します。

● 健診料金…

東振協契約医療機関

バリウム 35、300円（税別）
胃カメラ 36、790円（税別）

組合直接契約医療機関

医療機関ごとに料金が異なります。
『令和2年度契約医療機関リスト』で
ご確認ください。

● 補助金額…実施期間内1人1回

30、000円を限度に補助。

- その他補助…令和2年度より、人間ドックとともに、「乳がん検診」と「子宮がん検診」を受けた場合、その費用について、それぞれ実施期間内1人1回2、000円を補助。

健診車による人間ドック

- 申込方法、補助金額…人間ドックと同じ。
- 健診料金…当健保組合ホームページをご参照ください。

脳ドック

- ※ 人間ドックのオプションです。（右ページ表参照）脳ドックのみでは受診できません。
- 申込方法…人間ドックと同様。
- 補助金額…実施期間内1人1回15、000円を限度に補助。
- ※ 直近の対象年齢時に補助を受けてい

ない場合に限り補助あり。

35歳の方

昭和60年1月1日～
昭和61年3月31日生まれ

37歳の方

昭和58年4月1日～
昭和59年3月31日生まれ

対象は被保険者および任意継続被保険者の方です。

生活習慣病予防健診

- ★ 従来の「35歳被保険者生活習慣病予防健診」から、名称等が変更になりました
- 申込方法…『令和2年度契約医療機関リスト』（当健保組合ホームページ参照）で受診予約のうえ、『受診申込書』を事業所経由で健保組合へ提出し、『承認書』の交付を受けて受診します。
- 健診料金…

東振協契約医療機関

バリウム 18、160円（税別）
胃カメラ 22、070円（税別）

組合直接契約医療機関

医療機関ごとに料金が異なります。
『令和2年度契約医療機関リスト』で
ご確認ください。

- 補助金額…実施期間内1人1回14、000円を限度に補助。
- その他補助…令和2年度より、生活習慣病予防健診とともに、「乳がん検診」と「子宮がん検診」を受けた場合、その費用について、それぞれ実施期間内1人1回2、000円を補助。

61歳以上75歳未満の方

対象は被扶養者の方です。

婦人生活習慣病予防健診

- ★ 従来の「女性被扶養者 春・秋季婦人生活習慣病予防健診」から、名称等が変更されました
- 申込方法…対象者に送付される健診案内に付属のがきによる申し込み。
- 健診料金…自己負担金10、000円。

10、000円を超えた額については、当健保組合が補助します。

※ 従来の払込取扱票による健診費用の振込は廃止し、健診当日に医療機関等の窓口で精算する方法に変更となりました。

男性被扶養者人間ドック

- 申込方法…東振協人間ドック実施医療機関で受診予約のうえ、『受診申込書』を健保組合に提出し、『承認書』の交付を受けて受診します。
- 健診料金…35、300円（税別）
- 補助金額…実施期間内1人1回18、000円を限度に補助。

詳細は9ページをご参照ください。

体力づくりのために

健康教室の開催

被保険者・被扶養者を対象に開催。事業所単位で健康教室のご要望がありましたら、ご相談ください。

前期高齢者健康教室など

前期高齢者を対象に健康保持・増進のための健康教室を実施。

体育奨励事業補助

- ★ 従来の「体育大会補助」から名称等が変更されました
- 事業所が開催する体力づくりを目的とした各種大会等について、その費用の一部を補助します。当健保組合による事前の承認が必要です。
- 対象…事業所。
- 実施期間…4月1日から翌年3月末日。
- 補助金額…開催に要した総費用の3分の1を限度に補助。（各事業所への割当以内）

スポーツクラブ ルネサンス

●対象者…被保険者・被扶養者・任意継続被保険者。(15歳未満の利用はできません)

●利用可能施設…全国約210ヵ所以上の施設をご利用いただけます。

(<https://www.s-re.jp>)

●利用料金…1回1,650円からご利用いただけます。

東京デイズニールゾート®コーポレートプログラム

★従来の「デイズニールハイク」を廃止し、新たなプログラムをスタートしました

東京デイズニールゾートと団体契約を結び、『東京デイズニールゾート・コーポレートプログラム利用券』を配布します。詳細は11ページをご覧ください。

病気の
予防のために

インフルエンザ予防接種補助

●対象者…被保険者・被扶養者・任意継続被保険者。

●実施期間…10月1日から翌年3月末

日。(実施期間以外の期間に受けたときは、当健保組合が必要と認めた場合に限り補助あり)

●補助金額…実施期間内1人1回1,000円。

東振協インフルエンザ予防接種共同事業

●対象者…被保険者・被扶養者・任意継続被保険者。

●実施期間…10月1日から翌年3月末日。

●補助金額…実施期間内1人1回1,000円。

禁煙支援補助事業

禁煙外来を受診した被保険者・被扶養者・任意継続被保険者を対象に、実施期間内1人1回5,000円を上限として自己負担を軽減するための補助金を支給します。(ただし、2回以上受診した場合に限りです)

健康表彰を実施

一定の条件を満たした方を表彰し、記念品を贈呈します。

メンタルヘルス対策補助事業

厚生労働省策定の指針に基づいて行

われる管理監督者研修、あるいは、従業員(主に被保険者)に対するセルフケア研修を実施する事業主(事業所)を対象に補助を行います。当健保組合による事前の承認が必要です。

●実施期間…4月1日から翌年3月末日。

●補助金額…実施期間内20万円を限度に補助。(講師費用、教材費等。会場費、交通費等は除く)

健康教育補助

★新規事業

健康教育の専門知識を有する外部の医師、保健師等による健康教室等を実施した事業主(事業所)を対象に補助を行います。当健保組合による事前の承認が必要です。

●補助金額…実施期間内20万円を限度に補助。(講師費用、教材費等。会場費、交通費等は除く)

保健や保険知識を
高めていただくために

ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ

先発医薬品を処方されており、ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担の軽減が見込まれる方の自宅へ、お知らせを郵送します。詳細は15ページをご参照ください。

●通知時期…令和2年7月、令和3年1月予定。

医療費のお知らせ

医療機関等にかかられた際の医療費を、年1回、医療費通知としてお知らせします。内容をご確認ください。

●通知時期…令和3年2月予定。

育児指導書を配布

新生児が誕生した被保険者・任意継続被保険者を対象に、申込により配布します。詳細は11ページをご参照ください。



特定健診・特定保健指導（メタボ健診）事業

40歳以上75歳未満の被扶養者と
任意継続被保険者が対象です

当健保組合では、40歳以上75歳未満の被扶養者と任意継続被保険者のみなさまを対象とした、特定健診・特定保健指導（メタボ健診）を実施しています。対象者には5月上旬に、『特定健康診査受診券（セット券）』（見本）を発送の予定です。費用は全額健保組合が負担いたします。令和3年3月31日までに、必ず受診してください。

『特定健康診査受診券（セット券）』

特定健康診査受診券（セット券）

2020年 4月10日交付

受診券整理番号 00000000048
受診者氏名 ケンコウ タロウ
性別
生年月日 昭和50年 1月 1日
有効期限 2021年 3月31日
健診内容 特定健康診査
その他（当日保健指導）

窓口での自己負担

特定健診（基本部分）

負担額
又は
負担率

その他（保健指導）

保険者所在地 〒103-0023
東京都中央区日本橋本町1丁目6番1号 丸柏ビル9階

保険者電話番号 03-3279-5920

保険者番号・名称 06137277
デパート健康保険組合

契約とりまとめ機関名 健保連集合A① 健保連集合A② 集合B① 集合B②

支払代行機関番号 00000000

支払代行機関名 社会保険診療報酬支払基金

※ 東日本支部と西日本支部管轄の方については、保険者所在地、保険者電話番号、保険者番号・名称が、それぞれの支部の所在地等になります。

◎ 被保険者の方の特定健診は、定期健康診断結果を事業主よりご提供いただくか、当健保組合と契約している人間ドックを受診することにより特定健診として取り扱います。健診の結果、特定保健指導の対象となった方には、特定保健指導の『利用券』を送付します。被保険者の方は、保険証と『利用券』を提示して、特定保健指導を受けてください。具体的な流れについては、下記をご参照ください。

申し受診までの流れ

- ① 『実施機関リスト』のなかから、受診したい実施機関を選び、電話で直接予約を入れる
- ② 特定健診を受ける

受診の結果、特定保健指導が必要と判断された方は…

- ① 『利用券』が送られる
- ② 『実施機関リスト』のなかから実施機関を選び、電話で直接予約を入れる
- ③ 特定保健指導を受ける



最新の特定健診・特定保健指導（メタボ健診）実施機関につきましては、
健保組合ホームページ [デパート健保](#) [検索](#) でご案内しています。

生活習慣病予防健診事業

健診事業

若いうちから健康づくりへの意識を高めていただくため、35歳と37歳の被保険者・任意継続被保険者を対象とした健診です。

普段、からだの不調を感じていなくても、20代のころと比べて各検査の数値が悪くなっていることがあるもの。ぜひ、この健診を受けていただき、「自分のからだチェック」を行ってください。健診費用については、当健保組合から補助がありますのでご利用ください。

当健診受診後、健診結果通知とともに健康づくりに役立つ情報を提供します。結果が良かった方は、今後も良い状態をキープしていただくために、また、結果が思わしくなかった方は、日ごろの生活習慣の改善ポイントや方法について参考にし、ご利用ください。



対象者

35歳の方

昭和60年1月1日～

昭和61年3月31日生まれ

37歳の方

昭和58年4月1日～

昭和59年3月31日生まれ

※受診日当日に被保険者資格のある方に限ります。

実施期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

申込締切日

原則として受診月の前月18日までに『生活習慣病予防健診受診申込書』を事業所経由で当健保組合に提出

実施機関

当健保組合ホームページ『令和2年度契約医療機関リスト』参照

補助金額

実施期間内1人1回14,000円を限度に補助

申し込受診までの流れ

① 当健保組合ホームページに掲載の『令和2年度契約医療機関リスト』のなかから、受診を希望する医療機関を選ぶ

② 直接、医療機関へ受診予約をする

③ 予約がとれたら、『受診申込書』に必要な事項を記入し、事業所経由で当健保組合へ提出する。(任意継続被保険者については、直接、当健保組合へ提出)

④ 当健保組合より事業所へ『承認書』を交付。(任意継続被保険者については、直接、当健保組合より『承認書』を交付)

⑤ 受診

標準的な検査項目

- 問診
- 身体計測(身長・体重・腹囲・BMI指数・標準体重)
- 視力
- 血圧測定
- 聴力(オーディオメーター)
- 検尿(糖・蛋白・潜血反応)
- 胸部X線(直接撮影)
- 心電図(12誘導)
- 生化学的検査(GOT・GPT・γ-GTP・ALP・HDLコレステロール・LDLコレステロール・中性脂肪・クレアチニン・尿酸・空腹時血糖・HbA1c)
- 血球検査(赤血球数・ヘマトクリット・ヘモグロビン・MCV・MCH・MCHC・白血球数・血小板数)
- 胃部X線または胃部内視鏡
- 便潜血反応(免疫2日法)

詳細は当健保組合のホームページで確認できます。

デパート健保

検索



61歳～74歳被扶養者の健診事業

婦人生活習慣病予防健診

当健保組合より対象者あてに、健診案内と
はがきをお送りします。左記の概要をご覧の
うえ、お申し込みください。

※春季、秋季の両方を受診することはできま
せん。また、特定健診（7ページ参照）との重複
受診はできません。

対象者

61歳（当該年度中に61歳に達する者を含む）
74歳の女性被扶養者

※受診日当日に被扶養者資格のある方に限り
ます。

実施期間

春季…令和2年4月1日～令和2年7月31日
（申込を締め切りました）

秋季…令和2年10月1日～令和3年1月31日

翌年春季…令和3年4月1日～令和3年7月

31日（予定）

申込書類の発送

秋季…令和2年5月下旬に健診案内とはがき
を対象者に送付

翌年春季…令和2年11月下旬に健診案内とは

がきを対象者に送付

申込締切日

春季…申込を締め切りました

秋季…令和2年7月中旬（予定）

翌年春季…令和3年1月中旬（予定）

自己負担額

春季・秋季ともに、それぞれ10,000円
（自己負担を超える金額は当健保組合が負担

男性被扶養者人間ドック

当健保組合より、5月下旬に対象者の方々へ、
『令和2年度人間ドック受診申込書』をお送りし
ます。左記の概要をご覧のうえ、お申込ください。
※特定健診（7ページ参照）との重複受診はで
きません。

対象者

当該年度中に61歳以後、3歳おきの年齢（61・
64・67・70・73歳）になる男性被扶養者

※受診日当日に被扶養者資格のある方に限り

ます。

実施期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

申込書類の発送

5月下旬に『令和2年度人間ドック受診申込
書』（『受診申込書』を送付

申込締切日

原則として受診月の前月18日までに『受診申
込書』を提出

健診料金

35,300円（税別）

補助金額

実施期間内1人1回18,000円を限度に補助

申込～受診までの流れ

① 受診希望者は、『受診申込書』に同封の『人

します）

申込～受診までの流れ

① 対象者に健診案内とはがきを送付されま
す。受診を希望される方は、はがきに必要
事項を記入のうえ、投函してください

② 後日、健診実施機関より『健診受診録』『婦
人科検査質問票』『検査容器』などが送付
されます

※やむをえずキャンセルする場合は、健保
組合本部保健事業課へご連絡ください
（電話03-3279-5920）

③ 健診機関より指定された日時に受診して
ください。受診後、健診機関窓口で自己負
担額10,000円をお支払いいただきます
（従来の払込取扱票による健診費用の
振込は廃止）

④ 予約がとれたら『受診申込書』に必要事項
を記入し、受診月の前月18日までに、当健
保組合へ提出してください

⑤ 当健保組合より、『受診申込書』に承認印を
押して受診希望者に送付します

⑥ 予約日当日に受診し、自己負担額をお支払
いください

詳細は当健保組合のホームページで
確認できます。

デパート健保 検索

詳細は東振協のホームページで
確認できます。

東振協 健康診断 検索

保養・体力づくり事業

保養事業

被保険者・被扶養者に、
実施期間内1人2泊（または2日）を
限度に、1泊（または1日）3,000円
の補助

※宿泊とバスツアーを利用した場合は、通算します。
※乳幼児等で宿泊料金やツアー料金が発生しない場合や、
食事代のみ負担の場合は、補助金はありません。

一般契約保養所

利用方法

施設の一覧は当健保組合ホームページをご覧ください。

- ① 契約保養所に直接、予約申込をし、「デパート健康保険組合」の加入者である旨をお伝えください。
- ② 予約がとれましたら、ただちに『契約保養所等利用補助金承認申請書兼承認書』（以下『申請書』という）を当健保組合本部保健事業課に提出し、承認印が押された『契約保養所等利用補助金承認書』（以下『承認書』という）の交付を受けてください。
- ③ 『承認書』を契約保養所へ提出してください。加入者は、利用補助金を差し引いた料金で利用できます。

注意

利用当日は『承認書』を契約保養所のフロントへ必ず提出してください。提出がない場合は、当健保組合からの補助は受けられません。

キャンセルの際は契約保養所と当健保組合へ必ず連絡してください。

JTB 契約保養所

利用方法

- ① JTB支店（JTB総合提携店を含む）に直接、予約申込をし、「JTB契約保養所システム」を利用する旨をお伝えください。
- ② 予約が取れましたら、『申請書』を当健保組合本部保健事業課に提出し、承認印が押された『承認書』の交付を受けてください。『承認書』は申請書に記載された住所に送付されます。
- ③ 『承認書』をJTB支店に提出し、利用者負担額をお支払いください。加入者は、利用補助金を差し引いた料金で利用できます。
- ④ JTB支店から渡される「旅行クーポン券」を宿泊施設に提出してください。

※「JTB契約保養所」は、直接、JTB支店窓口でお手続きください。インターネットでのお手続きはできません。

インターネット契約保養所システム （たびゲーター）

補助金申請から宿泊施設の予約・支払いまで、インターネット上でお手続きできます。

※現地支払いも可能です。

※「国内航空券＋宿泊」プランは廃止しました。

利用方法

- ① 当健保組合ホームページから専用サイトにアクセスし、利用日・宿泊施設を選び、専用サイト

から補助金申請をしてください。

この時点で宿泊施設の予約はしないでください。

- ② 当健保組合で補助金申請が承認されると、①で登録したメールアドレスあてに、たびゲーターから「割引クーポン」が送信されます。
- ③ 受信したメールに記載の予約方法にしたがい宿泊施設の予約をしてください。予約の際に、②の「割引クーポン」に記載された「クーポンコード」と「パスワード」を入力し、クーポン金額を差し引いた旅行代金をお支払いください。

注意

補助金は、インターネット契約保養所システムの専用サイトから予約したものに限り、利用日以後は「割引クーポン」の取消はできません。



たびゲーター

健康保険組合共同利用保養所

他の健保組合の保養所を、割安な料金で利用することがあります。デパート健保組合の加入者であることを伝え、各健保組合に直接お申込ください。また、利用に関する詳細につきましては、各健保組合（保養所）によって異なりますので、ご予約の際にご確認ください。施設の一覧は当健保組合ホームページをご覧ください。

令和2年度より、利用料補助の対象となりました。

保養・体力づくり事業

旅行会社

「H.I.S.」「読売旅行」

★令和2年度より、新たに契約を結びました「H.I.S.」「読売旅行」が取り扱う旅館およびホテルを利用した場合について、利用料補助の対象となりました。

「読売旅行」の 日帰りバスツアー

★令和2年度より、新たに契約を結びました「読売旅行」が催行する日帰りバスツアーを利用した場合について、利用料の補助を行います。契約保養所の利用料補助と合わせて、実施期間内1人2日を限度に、1日3,000円の補助となります。

『東京ディズニーリゾート・ コーポレートプログラム』

★従来の『ディズニーハイク』を廃止し、新たな契約を結びました『東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券』を配布します。この利用券によって、東京ディズニーランド・東京ディズニーシーのパークチケットを、当健保組合からの補助金額を差し引いた価格でご購入いただけます。

だけです。

●提供枚数…4,000枚

●補助金額…2,000円

●申込期間…令和2年4月1日～令和2年5月29日（当健保組合本部必着）

●申込方法…所定の申込書による郵送のみ（FAXによる申込は無効）

申込多数の場合は抽選とし、当選者の発表は利用券の発送をもって代えさせていただきます。

●利用期間…令和2年7月1日～令和3年3月31日



育児指導書の配布



月刊『赤ちゃん和妈妈』

“ふしぎと、今知りたかったことが書かれている”と評判の育児専門誌です。豪華執筆陣が子育てのポイントを優しく伝えます。その他、離乳食レシピや手作りコーナーなど、子育てをより楽しく、豊かにするコーナーが満載！

対象者

新生児が誕生した被保険者・任意継続被保険者で希望する者

申込方法

育児指導書配布申込書により、当健保組合本部保健事業課あてに、直接、または事業所を通じてお申込ください。

お届けする内容

- 月刊『赤ちゃん和妈妈』（1年間12冊／毎月1冊）
- 『お誕生号』（初回配布時のみ）
- 『お医者さんにかかるまでに』（初回配布時のみ）
- ※月刊『赤ちゃん和妈妈』を1年間継続して読まれた方に、季刊『1・2・3歳』（1年間4冊）を1年間お届けします。

妊娠中の食事の大切さを、バランスのとれた献立例やレシピなどで具体的に紹介している「プレママの食事」（デジタル版）が、このQRコードでご覧いただけます。

プレママの食事



みなさまの健康で豊かな暮らしをサポートする保険給付

みなさまが仕事以外で病気やけがをしたとき、また、出産されたり亡くなられたとき、健保組合は保険給付でみなさまの生活をサポートしています。これにプラスして当健保組合独自の給付も行っています。

種別	対象		概要
	被保険者	被扶養者	
■病気やけがをしたとき			
療養の給付	●	●	かかった医療費のうち原則7割が支給されます。
高額療養費	●	●	1ヵ月の医療費自己負担分が、所得に応じて定められた額を超えたとき、超えた分が支給されます。
訪問看護療養費	●	●	医師の指示により訪問看護・介護サービスを受けたとき、厚生労働省が定める基準額の7割が支給されます。
移送費	●	●	健保組合が認めた場合に限り、移送に要した実費が支給されます。
高額介護合算療養費	●	●	1年間に医療と介護にかかった自己負担の合計額が、自己負担限度額を超えたとき、超えた額を医療にかかった比率に応じて支給されます。
療養費	●	●	医療機関で医療費をいったん全額を立て替え払いした（保険証が使えなかった場合など）あとで、健保組合に請求すれば、保険の範囲の費用が支給されます。
傷病手当金	●		病気やけがのため仕事を休み給料をもらえないとき、1日につき直近12ヵ月間の標準報酬月額平均額÷30×3分の2相当額が最長1年6ヵ月間支給されます。
入院時食事療養費・ 入院時生活療養費	●	●	入院時、1日3食を限度に、1食につき460円を超えた額が支給されます（入院時食事療養費）。65～74歳の高齢者が療養病床に入院時、1食につき460円・居住費370円を超えた額が支給されます（入院時生活療養費）。
保険外併用療養費	●	●	個室に入院したり高度な医療を受けるとき、保険外の部分を自己負担すれば、それ以外の検査や入院などの部分には健康保険が適用されます。
一部負担還元金・ 家族療養費付加金 当健保組合独自のプラスの給付	●	●	自己負担額（1ヵ月、1件ごと。高額療養費は除く）から3万5,000円を控除した額。
訪問看護療養費付加金 当健保組合独自のプラスの給付	●	●	1ヵ月の自己負担額（高額療養費は除く）から3万5,000円を控除した額。
合算高額療養費付加金 当健保組合独自のプラスの給付	●	●	合算高額療養費の支給を受けるとき、自己負担額の合計額（合算高額療養費は除く）から1件につき3万5,000円を控除した額。
■出産したとき			
出産手当金	●		出産のため仕事を休み給料をもらえないとき、1日につき直近12ヵ月間の標準報酬月額平均額÷30×3分の2相当額が支給されます。
出産育児一時金	●	●	1児につき42万円が支給されます。
■死亡したとき			
埋葬料（費）	●	●	5万円が支給されます。
埋葬料付加金 当健保組合独自のプラスの給付	●	●	一律2万円が支給されます。

各種給付にあたっては、適用とならない場合や条件などがありますので、詳細は必ず当健保組合ホームページをご覧ください。

デパート健保

検索





ルール
①

多くの施設で、屋内が原則禁煙に

屋内は原則禁煙

事務所・工場・飲食店・ホテル・旅館等の施設



屋内でも所定の要件を満たした喫煙室や、喫煙をサービスの目的とする施設内では喫煙が可能です（標識の掲示が必要）。

※ 規模の小さい既存の飲食店（客席面積100㎡以下）は喫煙可能な場所である旨を掲示することにより店内での喫煙が可能です。【期限未定の経過措置】

※ 住居、ホテルや旅館等の客室等は、規制対象外です。

敷地内は原則禁煙（屋内は完全禁煙）（令和元年7月～）

学校・病院・児童福祉施設等・行政機関の庁舎等



敷地内の屋外では、必要な措置が取られた場所に限り、喫煙場所の設置ができます。

ルール
②

喫煙室がある場合、店舗や施設は必ず標識を掲示



〔標識例〕



喫煙可能な設備を持った施設には必ず、店舗や施設の出入口等に、指定された標識の掲示が義務づけられています。

ルール
③

20歳未満の人は喫煙エリアへの立ち入りが禁止に



20歳未満の人は、客・従業員ともに、一切、喫煙エリア（屋内、屋外を含めたすべての喫煙室、喫煙設備）に立ち入ることは禁止です。

令和2年4月から、
原則屋内禁煙に！

深刻な健康影響がある受動喫煙。平成30年に健康増進法が一部改正され、令和元年7月から学校や病院等で敷地内禁煙になりました。今年4月からは飲食店を含むほとんどの施設が原則屋内禁煙になり、たばこを吸わない人が受動喫煙に会う機会は大きく減少すると考えられています。

違反者には罰則も！

喫煙禁止場所で喫煙した人には30万円以下の過料が科されることもあります。

※ 自治体によって受動喫煙に関する独自の条例を設けている場合があります。詳細については各自治体へお問い合わせください。

Relax Corner

本誌を読んでクイズにチャレンジ

問題 問題①～⑤の問題をそれぞれ解いてお答えください

- 40歳以上75歳未満の被扶養者と任意継続被保険者には、〇〇〇〇〇〇受診券（セット券）が送られます。
- 当健保組合の令和2年度予算における、納付金の額は保険料の〇割。
- 『グッピーヘルスケア』で1,000ポイント以上をためると、Amazon〇〇〇〇が当たる抽選に参加できます。
- 読売旅行の日帰り〇〇ツアーを利用した場合、利用料について補助が受けられます。
- 生活習慣病予防健診の対象年齢は〇〇歳と37歳。

応募資格 当健保組合の被保険者および被扶養者

応募方法 通常はがきまたはFAXにて受け付けます。クイズの解答を記入のうえ、郵便番号、住所、氏名、電話番号、保険証の記号・番号、勤務先の事業所名を明記し、ご応募ください。

応募先 はがき 〒103-0023
東京都中央区日本橋本町1-6-1
丸柏ビル9階
デパート健康保険組合「クイズ」係
FAX 03-3241-5115 「クイズ」係

締切日 令和2年5月11日（月）必着

賞品・当選者 正解された20名の方に図書カード（2,000円）をプレゼントします（正解者多数の場合は厳正な抽選を行います）。なお、発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。
当健保組合では、クイズ応募に際して収集した個人情報、クイズの抽選および賞品の発送の目的にのみ利用いたします。

261号正解 6つ

i

ご家族が就職されたときなどは「被扶養者異動届」の提出を

就職して新生活が始まるときなど、下記のようなケースは被扶養者でなくなります。必ず当健保組合に届け出を行い、保険証も返却していただきますようお願いします。「被扶養者異動届」の用紙は、当健保組合のホームページからダウンロードも可能です。

被扶養者が就職（パート、短時間勤務等含む）して、勤め先の健康保険の被保険者になったとき

配偶者と離婚したとき

被扶養者が75歳を迎えた（後期高齢者）とき（65～74歳の一定の障害がある方を含む）

被扶養者が亡くなったとき

扶養していた父母が他の兄弟などに扶養されることになったとき

被扶養者がパートなどの仕事を始め、被扶養者*の範囲を超える収入を得たとき

* 被扶養者として認められる収入は、年収が130万円未満〔月額10万8,334円未満。60歳以上または障害者の場合は180万円未満（月額15万円未満）〕で、かつ被保険者の年収の1/2未満の場合です。

被扶養者が国外に居住することとなったとき

* 海外留学や海外赴任に同行するなどの場合を除きます。

これら以外にも、平成28年10月より社会保険の適用拡大によって被保険者になった方や、年金受給開始時、失業給付受給開始時に収入の範囲を超える方は届出が必要です。

詳細はホームページでご確認ください。

デパート健保共済会からのお知らせ

デパート健保共済会の割引の保険料にて、ご加入いただけます

■がん保険・医療保険

- 心配ながんに備える「デパート健保共済会オリジナルがん保険」や、一般的な病気やケガに備える「医療保険」をご案内しています。
- 健保の被保険者本人が保険契約者となることで、本人および2親等以内のご家族（両親・配偶者・兄弟・子・孫）も集団割引の保険料が適用されます。
- アフラックの「がん保険」「医療保険」に個別取扱（月払）でご加入済みの方は、当共済会の集団割引に変更できます。

引受保険会社：アフラック

■団体所得補償保険

- 就業不能時の収入の減少に備える「所得補償保険」をご案内しています。
- 被保険者本人のみ、団体割引が適用されます。

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険

<< 保険に関するお問合せ先 >>
 募集代理店 インケア株式会社

☎ 0120-86-7711

平日 9：00～17：00（携帯電話可）



医療機関等からもらう 「明細書」「領収書」を確認しましょう

みなさまが受診した際、医療機関や薬局から明細書、領収書が発行されていますが、それを確認・保管していますか？

明細書には、診療内容や薬剤名など医療費の計算の基礎となった項目が記載されています。これはみなさまが受けた治療の記録であり、今後の治療、医療費節減に役立つ情報でもあります。

明細書、領収書を確認・保管することのメリット

- どのような診療を受けたかがわかり、明細書を保管しておけば受診の記録になります
- 診療内容を把握することで、治療に対する患者の意識が高まり、医師と患者が一体となって治療に取り組めます
- どのような診療にいくらかったのかを確認できるので、医療費のコスト意識につながります



ジェネリック医薬品の 『お知らせ』を送付します

当健保組合では、現在服用している薬をジェネリック医薬品に切り替えることによって自己負担の軽減が見込まれる方を対象に、『ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ』（『お知らせ』）を発行しております。この『お知らせ』を、7月に対象者のご自宅あてに発送いたします。

ぜひ、これをご覧になり、切り替えをご検討ください。また、医療機関や薬局で『お知らせ』を提示し、相談されてみるのもいいでしょう。

なお、今回『お知らせ』を初めて受け取られる方には、『ジェネリック医薬品お願いカード』も同封しています。こちらのカードを診察券や処方せんと一緒に提出すると、スムーズに希望を伝えられます。『お願いカード』は当健保組合ホームページからダウンロードも可能です。



当健保組合の部署名が一部変更になりました

令和2年4月から、当健保組合の施設課が保健事業課に名称変更となりました。
また、それに合わせて、係の名称についても以下のように変更となります。

従 来

令和2年4月から

施設課

保健事業課

健康管理係

健康管理係

〈業務内容〉各種健診、インフルエンザ予防接種など

施設係

健康推進係

〈業務内容〉健康企業宣言、体育奨励、契約保養所など

健康推進係

健康支援係

〈業務内容〉特定保健指導、健康教室、メンタルヘルスなど

事業概況

令和2年 2月

事業所数 288事業所
被保険者数 男 52,098名
女 70,362名
計 122,460名
被扶養者数 49,272名
平均標準報酬月額 男 313,100円
女 187,286円
平均 240,811円
保険料調定額(介護含む) ... 3,342,099千円
保険給付費 1,947,258千円
法定給付費 1,937,273千円
付加給付費 9,985千円
保健事業費 99,701千円
納付金(介護含む) 1,709,175千円

公 告

事業所の削除

事業所名	所在地	削除年月日
東興産業(株)	東京都豊島区	令和2年1月1日
千食浜松(株)	静岡県浜松市	令和2年3月1日

健康管理アプリ 「グッピーヘルスケア」を ご利用ください



みなさまの健康増進にお役立ていただくことを目的として、当健保組合では、スマホ用健康管理アプリ「グッピーヘルスケア」を提供しています。毎日の健康づくり習慣の一助に、ぜひこのアプリをご活用ください。

アプリの設定は簡単！

1 インストール方法

右のQRコード®からアプリをインストールしてください。QRコードを読み取れない場合、各アプリストア (iPhone、Android) にて、「グッピーヘルスケア」で検索。



※QRコード®は(株)デンソーウェブの登録商標です。

2 参加方法



健康管理に関する 15種類以上の機能があります

歩数、体重、食事、禁煙、レシピ、エクササイズ、ダイエット、健診など、15種類以上の機能があります。

ポイントをためると 抽選でギフト券が当たります

毎日、健康活動を記録するとポイントがたまります。月に1,000ポイント以上たまると抽選に参加でき、Amazonギフト券が毎月250名に当たります。

お知らせ

毎年実施しておりました「ディズニーハイク」は、令和2年度より廃止となりました。東京ディズニーリゾートを利用した新たなプログラムをご用意しておりますので、詳しくは11ページをご覧ください。